

太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護用品を常時使用している在宅の要介護高齢者等に対し、介護用品を給付することにより、要介護高齢者等及び家族の経済的負担の軽減、福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 介護用品の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第18号）に基づく住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による同様の給付等他の法令等により介護用品の給付を受けることができる者を除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3、要介護4又は要介護5と認定された者で、居宅において介護用品の使用が必要であると認められる者
- (2) 当該対象者が属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額が70,000円以下である者。ただし、申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前々年分の所得税額が70,000円以下である者

(給付)

第3条 町長は、別表に定める介護用品を次の各号のとおり給付する。

- (1) 要介護3の認定を受けた対象者に対し、1月あたり5,000円（消費税額を含む。）を限度として給付する。
- (2) 要介護4及び5の認定を受けた対象者に対し、1月あたり6,250円（消費税額を含む。）を限度として給付する。

2 給付は、次条第1項の規定による申請のあった月の翌月からとする。

(申請)

第4条 介護用品の給付を受けようとする対象者は、太子町居宅要介護高齢者介護用品給付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請は、対象者の扶養義務者又はその他の同居の親族が対象者に代わってすることができる。

(給付の決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、太子町居宅要介護高齢者介護用品給付事業調査書（様式第2号）を作成し、対象者が属する世帯の構成及び課税状況を審査のうえ生計中心者を定め、速やかに給付の可否を決定し、太子町居宅要介護高齢者介護用品給付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該対象者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により介護用品の給付決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）が、要介護認定の更新又は要介護状態区分の変更の認定を受けたときは、速やかに給付の可否を決定し、太子町居宅要介護高齢者介護用品給付決定（中止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 3 町長は、毎年7月に利用者の世帯の構成及び課税状況を審査の上、生計中心者を定め、給付の継続の可否を決定し、太子町居宅要介護高齢者介護用品給付決定（中止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。ただし、この決定は、利用者が要介護度の変更により給付対象外となったときを除き、その年の8月1日から翌年7月31日までの適用とする。
- 4 利用者及び利用者の扶養義務者又はその他の同居の親族（以下「利用者等」という。）は、生計中心者に変更が生じた場合は、速やかに町長まで申し出るものとする。
- 5 町長は、給付を決定したときは、太子町居宅要介護高齢者介護用品給付券（様式第5号。以下「給付券」という。）を利用者に交付する。

（給付の方法）

第6条 介護用品の給付は、町と契約を締結した介護用品取扱店（以下「取扱店」という。）において、給付券と引き換えに行うものとする。

（請求）

第7条 取扱店は、前条の規定により介護用品を給付したときは、当該給付した月の翌月の10日までに当該介護用品の費用に係る太子町居宅要介護高齢者介護用品費用請求書（様式第6号）に給付券を添付して町長に請求するものとする。

（届出義務）

第8条 利用者等は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは速やかにその旨を町長に申し出るものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が病院等に入院したとき。
- (3) 利用者が介護保険施設等に入所等したとき。
- (4) 利用者が他市町村に転出したとき。
- (5) 利用者が生活保護を受けるに至ったとき。
- (6) その他利用者が介護用品を必要としなくなったとき。

（給付決定の休止等）

第9条 町長は、前条の申出があったとき又は前条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付を休止又は給付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により給付を休止又は給付決定を取り消された利用者で未使用の給付券を所持している者は、速やかに、当該未使用の給付券を町長に返還しなければならない。

（費用の返還）

第10条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により介護用品の給付決定を受けたときは、介護用品の給付決定を取り消すとともに、その旨を取扱店に通知するものとする。

2 前項の規定により介護用品の給付決定を取り消したときは、給付券を返還させ、又は既に給付券を使用しているときは、利用者等に対し、当該介護用品に係る費用相当額の全部又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第11条 町長は、介護用品の給付状況を明確にするため台帳を整備しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 太子町居宅要介護高齢者紙おむつ給付金支給要綱（平成12年4月1日）は、平成13年6月30日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行日前に申請のあったものについては、第5条第3項に規定する決定までは従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後の要綱の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

別 表 (第3条関係)

給付品目	備 考
紙おむつ	介護用
尿とりパッド	介護用
使い捨て手袋	
清拭剤	入浴が困難な場合に身体を拭き清めるために使用するもの。ぬれタオル(ティッシュ)タイプも可
ドライシャンプー	水を使わずふき取るだけで洗髪できる洗浄剤
口腔ケア用品	義歯洗浄剤、義歯固定剤及び口腔用ぬれタオル(ティッシュ)、口腔ケア用綿棒(スポンジ)等口腔ケア専用消耗品